

随意契約理由書

件名	西神車庫 ツインリフト補修	
契約の相手方	(株)イヤサカ	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
<p>随意契約の理由</p> <p>市バス車両は安全に運行するために車庫で定期的に点検及び整備を行っており、ツインリフトはそれら作業を行うために車両をリフトアップさせるための機器である。          これに不具合が発生すると整備業務を行うことが出来ずバスの安全かつ安定した運行に支障をきたす可能性があり、また、整備作業中にリフトが勝手に降下して作業者が負傷する恐れがあることから補修を行う必要がある。          本機器は上記業者が設計・販売・据付を行っており、本業務において、仕様、構造、部品手配、分解整備といった補修に関する全ての情報及び技術を有し、かつ、補修後の品質を保証する必要があるため、確実に業務を履行出来る業者は上記以外にないため、随意契約を締結する。</p>		
担当部署 (問合せ先)	交通局 自動車部 市バス車両課 整備係	(電話番号078-992-3333)